

環水大水発第 1306101 号  
平成 25 年 6 月 10 日

都道府県知事 殿  
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 13 年環境省令第 21 号。以下「省令」という。)附則第 2 項において暫定的な排水基準(以下「暫定排水基準」という。)を設定しているが、その適用期間が平成 25 年 6 月 30 日に終了することとなる。

現行の暫定排水基準の対象業種(15 業種)のうち、13 業種については、現時点での各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 1 条に規定する排水基準(以下「一般排水基準」という。)への対応の可否を確認した上で、一部の基準値を強化して、平成 28 年 6 月 30 日まで更に 3 年間、暫定排水基準の適用期間を延長することとした。このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成 25 年環境省令第 15 号。以下「改正省令」という。)を平成 25 年 6 月 10 日に公布し、同年 7 月 1 日から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 措置の内容

暫定排水基準が適用されていた 15 業種のうち、2 業種については一般排水基準に移行し、12 業種については暫定排水基準を強化して延長、1 業種については、現行の暫定排水基準のまま延長した。適用期間は平成 28 年 6 月 30 日までである。

## 2 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

(1) 「温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。）」（以下「自然湧出温泉」という。）とは、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条に定める温泉であって地下に存在する温泉水を掘削や動力装置等によって人為的にくみ出していないものを指し、いわゆる自噴温泉であっても、掘削自噴温泉は自然湧出温泉に含まれないものとする。したがって、温泉法第 3 条第 1 項（土地の掘削の許可）及び同法第 11 条第 1 項（増掘又は動力の装置の許可等）の許可状況を確認し、いずれの許可も要しない温泉が自然湧出温泉であると考えられる。温泉法施行以前の掘削や動力装置の設置の有無については、温泉法の許可状況のみでは確認できないが、温泉台帳等で情報収集できるものもあるため、必要に応じて当該情報を確認することとされたい。

なお、旅館業に係る暫定排水基準の適用については、円滑な水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の施行を図るため、法担当部局は温泉担当部局と十分に連携されたい。

(2) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 第 74 号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則第 3 項）。

(3) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種その他の区分に属する場合には、当該業種その他の区分に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則別表備考 1）。

## 3 関係者に対する指導について

改正省令による改正後の省令附則別表の暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正省令の施行の日から 3 年後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いしたい。